

## 尼崎市企業版ふるさと納税マッチング支援業務実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、企業版ふるさと納税を活用し、地方創生の更なる充実・強化に向けた取組を進めていくため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）へ働きかけを行い、寄附の獲得をめざす、尼崎市企業版ふるさとマッチング支援業務（以下「当該業務」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (業務内容)

第2条 別紙仕様書に定めるとおりとする。

### (応募資格)

第3条 受託事業者への応募資格は、前条に定める業務を実施できる者で、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又はその他法人
- (2) 法令等に違反していない者
- (3) 国税、地方税等を完納している者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 尼崎市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれにも該当しない者及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与していない者
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
  - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - エ 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
  - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
  - カ 破産者及び禁固以上の刑に処せられている者
  - キ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

### (応募の手続き及び審査)

第4条 受託事業者に応募する場合は、応募申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2

号) 及び別表 1 に記載の書類を提出し、尼崎市の審査を受けることとする。

2 尼崎市は、前項の規定により提出された応募書類を受理したときは、速やかに応募内容について審査し、企業版ふるさと納税マッチング支援業務審査結果通知書により、応募事業者審査結果を通知するものとする。

3 審査を受けることができるのは、年度内に 1 事業者につき 1 回に限る。

4 募集開始の日から随時受け付けるものとする。

(契約締結)

第 5 条 前条の審査により尼崎市が受託者として適当と認めた場合は、契約の締結ができるものとする。なお、契約の際は尼崎市の契約書ひな型を使用するものとする。

(委託料について)

第 6 条 委託金額については、寄附見込企業からの寄附を受領した時点で支払い義務が発生する成功報酬型とする。受託料率については、本市が別に定める審査要領に基づき本市が、審査を行い、必要に応じて協議し、決定するものとする。

(契約期間)

第 7 条 受託事業者との契約期間は、契約締結時に属する会計年度末までとし、翌会計年度も継続して受託事業者となる場合は、第 4 条に定める応募手続きによって尼崎市の審査を受けなければならない。

(一括再委託の禁止)

第 8 条 当該業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、当該業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第 9 条 受託事業者は、当該業務を行ううえで、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(失格事項)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みまたは受託候補者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの条件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと尼崎市が判断したとき。

(細則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、当該業務の実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

## 別表 1

## 応募書類

| 応募書類                          | 様式等                                                           |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 応募申込書                         | 様式第 1 号                                                       |
| 誓約書                           | 様式第 2 号                                                       |
| 類似業務の受託等実績                    | 任意様式                                                          |
| 受託料率を示した見積書                   | 任意様式                                                          |
| 会社概要資料                        | 会社概要（パンフレット等）及び事業概要、業務実施体制等が記載されているもの<br>※審査実施要領を踏まえた資料とすること。 |
| 法人登記簿謄本                       | 申込日前 3 か月以内に発行されたもの<br>※ただし、尼崎市事業者名簿に登録されている場合は省略することができる。    |
| 財務諸表                          | 任意様式<br>※ただし、尼崎市事業者名簿に登録されている場合は省略することができる。                   |
| 納税証明書（国税）（未納の税額がないことを証明できるもの） | 申込日前 3 か月以内に発行されたもの<br>※ただし、尼崎市事業者名簿に登録されている場合は省略することができる。    |